

162. タンザニア

Tanzanie (Tanzania)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵袋の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....300 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....2か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
通常郵便物によりタンザニアにあてて商品等を送付する場合の条件については、送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」参照

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う(航空便に限る。)
保険金額の最高限.....300 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Postmaster General, Tanzania Post Corporation, P. O. Box 9551,
DAR ES SALAAM, UNITED REP of TANZANIA
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....1 か月
例外の場合.....2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合.....1 か月
例外の場合.....3 か月
10. その他の特別な条件
 - (1) タンガニカの鉄道沿線以外の地にあてる小包については、防水した材料を用いて包装しなければならない。
 - (2) 税関告知書 CN23 には、小包の総重量のほか、内容品の種類、数量及び価格を記載しなければならない。税関告知書 CN23 に不当な記載をしたときは、小包は、税関により没収されることがある。
 - (3) 名あて国において販売に付される物品を包有する小包は、名あて国の通商産業省次官 (Permanent Secretary, Ministry of Commerce and Industry, P. O. Box 234 Dar es Salaam) が発行する輸入許可書がなければ配達されない。
 - (4) 個人にあてて送付される小包以外のすべての小包には、差出人が証明し、日付を付し、かつ、署名した商業送り状を添付し、さらに小包の表記面に「Facture jointe」(「送り状添付」の意)の記載を付さなければならない。
なお、これらの小包が同一差出人から同一受取人にあてて同時に2個以上差し出される場合には、小包には第1番号から順次番号を付し、送り状は、第1番の番号を付した小包にそう入し、かつ、他の小包には「La facture se trouve dans le colis n° 1」(「第1番の小包に送り状在中」の意)の記載を付さなければならない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域

Arusha	Bukoba	Dar es Salaam	Dodoma
Iringa	Kahama	Karagwe	Kasulu
Kigoma	Lindi	Mbeya	Morogor
Moshi	Mtwara	Musoma	Mwanza
Ngara	Njombe	Nzega	Shinyanga
Singida	Songea	Sumbawanga	Tabora
Tanga	Tukuyu	Zanzibar	

2. 大きさ及び重量の最高限

(1) 大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計2メートル

(2) 重量.....30 キログラム

3. 必要な記載、税関用紙等

(1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22

(2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚

5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語

6. 配達日.....月曜～土曜の午前(祝日の配達は行わない。)

7. 配達方法

(1) あて所への配達.....行う。

(2) 私書箱への配達.....行う。

(3) 窓口での交付.....行う。

8. 国際スピード郵便の名称.....Expedited Mail Service

禁制品 各国共通の条件を参照

(a) タンガニイカ Tanganyika

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

郵便切手等...偽造の郵便切手、名あて国の料金計器の偽造の印影証票

硬貨等...硬貨、銀行券、紙幣

放射性物質...放射性物質、放射性物質を使った製品

武器、弾薬...銃砲。弾薬その他の凶器

リチウム電池

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で保険付書状として発送され、かつ、名あて国の関係当局(The Principal Secretary, Ministry of Health)の許可を得ている場合に限り許される。

地金...地金は、価格が 100 シリングを超えず、かつ、保険付書状として差し出される場合に限り許される。

寄生虫等...害虫を駆除する寄生虫及び捕食虫は、公認の機関の間で交換され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.2 条件付許容物品

制服...軍服又は政府機関職員のものと考えられる制服は、名あて国関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

ブラシ...ブラシ

飲料、食料品...健康に有害な飲料及び食料品

練乳...脂肪(添加したものを除く。)の含有量が9パーセント以下の練乳

2.1.2.2 条件付許容物品

酒精飲料...酒精飲料は、3年以上の期間木箱の容器の中で発酵させられたものである旨の証明書が添付されている場合に限り許される。

中古衣料品...中古の衣料品、寝具及びこれらと類似の物品は、日本の関係当局が発行した消毒済証明書が添付されている場合に限り許される。

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の関係当局(The Principal Secretary, Ministry of Health)の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

生きた動物...生きた動物(みつばち、水ひる、蚕及びこん虫を除く。)

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...植物、種子及び果実は、名あて国の農林大臣 (The Principal Secretary, Ministry of Agriculture) の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

マッチ...マッチ

2.1.4.2 条件付許容物品

武器等...武器及びその部分品、空気銃、愛がん用短銃、噴霧銃その他凶器とみなされる物品は、名あて国警察当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

雑件...名あて国の許可を得ることなく、その紋章又はこれと酷似した紋章を表示した物品

硬貨等...硬貨、銀行券、紙幣。偽造又は変造の貨幣

郵便切手等...偽造の切手、名あて国の料金計器の偽造の印影証票

放射性物質...放射性物質及び放射性物質を使った物品

にせの商標等...商標登録規則に反するにせの表示を有する物品、製造権又は品質について虚偽の表示を付した物品

富くじ等...富くじに関する文書。わいせつな出版物、書画、写真

液体...発火点が32.2 未満の液体。発火点が32.2 以上65.5 未満で、容積が1リットル以上の液体

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

貴金属...貴金属、鑄塊は、名あて国の関税局長官 (Commissioner of Customs) の許可を得ている場合に限り許される。

出版物...性的な事項に関する出版物は、名あて国の一般税務担当局長 (Commissioner of Customs and Excise) の許可がある場合に限り許される。

貨幣、地金等...価格が100 シリングを超えない地金、貨幣、銀行券、貴金属、宝石、珠玉その他の貴重品は、保険付小包とした場合に限り許される。

料金計器...郵便料金計器は、名あて国の郵政長官の許可がある場合に限り許される。

わな...家畜を捕獲するわなは名あて国の関係当局 (Chief Game Warden) の許可を得ている場合に限り許される。

徽章...ボーイスカウト又はガールスカウトの徽章を表示している物品は、それぞれボーイスカウト協会又はガールスカウト協会の理事長の許可を得ている場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、許されない。

その他は

1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

(b) ザンジバル Zanzibar

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

硬貨等...硬貨、銀行券、紙幣

書留書状...各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

公序良俗に反する物品...公序良俗に反する物品

マッチ...黄りんマッチ

ブラシ...ブラシ

飲料...商業用の酒精飲料、有害な物質を含有する飲料

茶...出がらしの茶

武器等...ガス発射用のピストル、万年筆の形をしたピストル、無煙火薬を装薬した薬きょう、催涙ガスをつめた粘着性の袋、安全ピストル、実弾を発射するように改造できるがん具のピストル又は警報用ピストル

商標偽造物品...英国又は英国の海外領土の製品であるかのような記載を有する物品

貨幣...偽造又は変造の貨幣

銀行券等...銀行券、紙幣又は硬貨の図案を有する物品

植物...においあらせいとう、ココナッツ、インド大麻、けし、キャッサバ、柑きつ類、バナナ、コーヒーの実、とうもろこし、ミモザ、パパイア、なす科の植物、野菜の種、えんどう豆、いんげん豆、除虫菊

リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

衣料品...販売の用に供される中古の衣料品は、名あて地の関係当局の定める条件を満たした検疫済証明書が添付されている場合に限り許される。

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、英国の名あて地駐在官(British Resident)の許可を得ている場合に限り許される。

武器...武器は英国の名あて地駐在官の許可を得ている場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、許されない。

その他は

1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

163. チャド

Tchad (Chad)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う(航空路に限る。)
 - (1) 保険金額の最高限.....400 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....4 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語
4. 速達.....取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....小包
5. 保険付小包.....取り扱う(航空路小包に限る。)
保険金額の最高限.....678 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Service des colis postaux, chef de centre de tri et distribution, BP
1133 Stpe n'djamena Tchad
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....15 日
例外の場合.....30 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包
普通の場合.....30 日
例外の場合.....60 日

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、宝石、珠玉その他の貴重品を包有する書留書状

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、薬剤師にあてられている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

アプサント...アプサント及びこれと類似の物品

避妊用の物品...避妊用の物品

武器、弾薬...軍用の武器、軍用の弾薬

かん詰...製造国の表示のないかん詰、かん詰を入れた箱でその重量が1キログラムを超えるもの

文書...赤道アフリカ関税同盟加入国の威信を傷つけるおそれのある文書

リチウム電池

雑件...フランスにおいて輸入を禁止されている物品

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上及び科学上の目的で発送され、かつ、薬剤師にあてられている場合に限り許される。

医薬品...医薬品は、資格のある薬剤師にあてる場合に限り許される。

植物...植物は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

武器、弾薬...武器及び弾薬(軍用のものを除く。)は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

はかり、物差...はかり及び物差は、名あて国の計器類監督局長(Chef du service du controle des instruments de mesure)の許可を得ている場合に限り許される。

たばこ...たばこは、輸入税の支払を条件に許される。ただし、たばこの商品名を印刷してある部分の下に、長さ3ミリメートル以上の文字で「Vente en U.D.E.」(「赤道アフリカ関税同盟において販売」の意)の記載を行わなければならない。

35. 中央アフリカ

Centrafricaine (Central Africa)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....324 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については、1.(1) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1 か月

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....30 キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語

4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....3,266 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....BANGUI COLIS POSTAUX Office of exchange
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....1か月
例外の場合.....2か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....2か月

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、薬剤師にあてられている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

アプサント...アプサント及びこれと類似の物品

避妊用の物品...避妊用の物品

武器、弾薬...軍用の武器、軍用の弾薬

かん詰...製造国の表示のないかん詰、かん詰を入れた箱でその重量が1キログラムを超えるもの

文書...赤道アフリカ関税同盟加入国の威信を傷つけるおそれのある文書

リチウム電池

雑件...フランスにおいて輸入を禁止されている物品

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ薬剤師にあてられている場合に限り許される。

医薬品...医薬品は、資格のある薬剤師にあてる場合に限り許される。

植物...植物は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

武器、弾薬...武器及び弾薬(軍用のものを除く。)は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

はかり、物差...はかり及び物差は、名あて国の計器類監督局長 (Chef du service du controle des instruments de mesure) の許可を得ている場合に限り許される。

たばこ...たばこは、輸入税の支払いを条件に許される。ただし、たばこの商品名を印刷してある部分の下に、長さ3ミリメートル以上の文字で「Vente en U. D. E.」(「赤道アフリカ関税同盟において販売」の意)の記載を行わなければならない。

170. チュニジア

Tunisie (Tunisia)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....アラビア語、フランス語又は英語
2. 速達.....取り扱う(航空路に限る。)
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....630 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....Direction de tri et des acheminements, Division de tri, 1060 Tunisie
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....15 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....アラビア語、フランス語又は英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う(航空便に限る。)
保険金額の最高限.....2,275 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Centre des colis postaux, 1060 TUNIS-CARTHAGE,TUNISIA
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....15 日
例外の場合.....2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包
普通の場合.....15 日
例外の場合.....2 か月
10. その他の特別な条件
小包には内容品を詳記し、かつ、差出人が証明する送り状を添付しなければならない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域・全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23(商品見本及び商品の場合は、さらにインボイス1通、場合により原産地証明書又は輸入許可証)
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....アラビア語又はフランス語
6. 配達日.....月曜～土曜の午前(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。

8. 国際スピード郵便の名称.....Rapid-Poste International

禁制品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

富くじ...名あて国以外の国の富くじに関する文書

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で薬剤師にあてて発送された場合に限り許される。ただし、受取人は、名あて国の税関の輸入許可証の交付を受けなければならない。

銀行券...銀行券は、その価格が 200 チュニジア・ディナール相当額を超えず、かつ、保険付郵便物として発送される場合に限り許される。またチュニジア中央銀行発行の銀行券は、あらかじめ、同銀行の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

ハシシ等...キッフ(インド大麻の葉を粉にしたもの)、ハシシ、シラ(chira)、タクルーリ(takrouri)

サッカリン...サッカリン及びこれと類似の物品(医学上の目的で医師又は薬剤師にあてて発送される少量のサッカリンを除く。)

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

避妊用品...避妊用の薬品及び器具

2.1.2.2 条件付許容物品

おしゃぶり...おしゃぶりは、次の条件を満たしている場合に限り許される。

- 純ゴム製であること。
- 高熱加硫操作を加えたゴムを使用していないこと。

- 製造業者又は販売業者の商標を有すること。
- 「caoutchouc pur」(「純ゴム製」の意)の記載を有すること。

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で薬剤師にあてて発送された場合に限り許される。ただし、受取人は、名あて国の税関の輸入許可証の交付を受けなければならない。

血清、ビタミン剤...血清、ワクチン、毒素、抗毒素及びこれらと類似の物品並びにビタミン剤は、名あて国の公衆衛生省(Ministere de la sante publique)の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

植物...植物については、昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

雑件...次に掲げる物品は、名あて国の政府の許可を得ている場合に限り許される。

液体又は固形の植物性油。マーガリン、人造ラードその他調製された食用脂肪。でん粉及びその副産物(ぬか、てん菜糖及び精製されたしよ糖を除く。)。酢又は酢酸を用いないで製造された野菜のかん詰

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器、弾薬マッチ...武器(狩猟用又は商業用のものを除く。)、弾薬、携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

2.1.4.2 条件付許容物品

武器...狩猟用又は商業用の武器は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

カルタ...カルタ

2.1.5.2 条件付許容物品

たばこ...たばこは、次の条件を満たしている場合に限り許される。

- 受取人の個人的な消費にあてられること。
- その重量が1受取人につき、年間10キログラムを超えないこと。
- 名あて国の関係当局の許可を得ていること。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

雑件...シェシア(名あて国特産の赤いふさのついた帽子)の模造品、著作権法に違反する物品、貨幣と見まちがしやすい物品、銅貨、ニッケル貨、アルミニウム貨、日本の銀貨で流通力のないもの、医薬品、獣医薬品、白墨、鉛筆、皮革及び皮革製品、じゅうたん、つづれ織りの壁掛、毛布、はき物、くつ下、宝石類、ガラスの容器、包装用箱、家具、織機及びそ

の付属品、電池、建築用品、レコード、樽詰ビール、鉱泉水、香水、ヘンナ染料、化粧水、クリーム、粉おしろい、かみそり及びその刃、タイヤ及びチューブ、ラジオ、テレビ、蓄電池、ガラス容器、めがね

ぶどう酒...変造したぶどう酒、干しぶどうを用いて製造したぶどう酒、砂糖又は糖みつを添加したぶどう酒、ミステル(mistelle)

塩...個人的な消費にあてられる塩

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

銀行券...チュニジア中央銀行発行の銀行券は、あらかじめ、同銀行の許可を得ている場合に限り許される。

酒精飲料...次に掲げる物品は、名あて国の大蔵省(Ministere des finances)の許可を得ている場合に限り許される。

リキュール酒、ヴェルモット酒、アルコール、ブランデー、ラム酒、ジン、ウイスキー

雑件...受取人の個人的な消費にあてられることが明らかな場合を除き、すべての商品は、明らかなラテン文字でかつ容易に消えないように原産地証明印を押してなければ許されない。

3. 国際スピード郵便物

硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、許されない。

その他は 1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

167. トーゴ

Togo

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....630 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う(ただし、銀行券、紙幣又は持参人私有価証券を包有する場合に限る。)
6. 名あて国における保管期間.....15 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
放射性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
 - 重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語又はフランス語
4. 速達.....取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....到着通知書
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....1,625 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Centre National de Tri Postal, Société des Postes du Togo, Centre National de Tri Postal, Av.Nicolas Grunitzky, 01 BP 2626 Lomé 01, TOGO
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....15 日
例外の場合.....60 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合.....15 日
例外の場合.....60 日

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23 及びインボイス 2 通
 - (3) 受取人の電話番号、ファクシミリ番号がある場合はその番号を記載すること。
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語又はフランス語
6. 配達日.....月曜 ~ 金曜 (祝日の配達は行わない。)

7. 配達方法

- (1) あて所への配達.....行う。
- (2) 私書箱への配達.....行う。
- (3) 窓口での交付.....行う(留置郵便物に限る。)

8. 国際スピード郵便の名称.....EMS Postexpress Togo

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

富くじ...名あて国以外の国の富くじ、又はフランスにおいて禁止されている富くじに関する文書

貴重品...硬貨、白金、金、銀、宝石、珠玉その他の貴重品(銀行券、紙幣及び持参人私有価証券を除く。)を包有する書留書状

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

公序に反する物品...公序に反する新聞、出版物及び著作物

武器...短刀、銃剣、仕込みづえ、アメリカ拳その他の危険な武器

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

サッカリン...サッカリン及びこれと類似の物品

体温計...試験所の検印が付されていない体温計

アルコール等...医療用アルコール、有毒なエキス及び化学製品、アプサント及びこれと類似の物品

蒸留器...アルコール蒸留用の器具

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

植物等...綿の生植物及びその部分。綿の実。綿の種子。土壌。たい肥。植物用包装材料。綿の寄生虫を伝ばさせるおそれのある植物の部分及び種子。コーヒーの生植物及びその部分。コーヒーの種子(名あて国の関係当局の許可を得たものを除く。)。コーヒーの病気を伝ばさせるおそれのある物品

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器等...武器(猟銃を除く。なお、2.1.1.1 参照)、弾薬、戦争用資料

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

2.1.4.2 条件付許容物品

猟銃...猟銃は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

はかり、物差...十進法以外の単位制のはかり及び物差

貨幣...貨幣と見まちがえやすい物品、名あて国以外の国の銀貨、貨幣製造用の機械及び器具

2.1.5.2 条件付許容物品

銀...銀塊(棒状のものを除く。)は、重量及び品質が明記され、かつ、公の分析試験官の刻印を有する場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

虚偽の表示を有する物品...虚偽の原産地の表示を有する物品

リチウム電池

3. 国際スピード郵便物

硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、許されない。

その他は 1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

66.12 トリスタン・ダ・クーニャ

Tristan da Cunha

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....15 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....10 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....10 キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法..... 配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
 - 普通の場合..... 5日
 - 例外の場合..... 12週間
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....3か月

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の医務長官(Principal Medical Officer)の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

植物...ゆり、すいせん、ヒアシンス

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の医務長官の許可を得ている場合に限り許される。

ばれいしょ...ばれいしょは、名あて地の農務当局の許可を得ている場合に限り許される。

122. ナイジェリア

Nigeria (Nigeria)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....42 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
通常郵便物によりナイジェリアにあてて商品を送付する場合の条件については、送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」参照

送達条件(小包)

1. 小包の種別.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さ以外の方
向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さ以外の方
向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 3 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う(航空便に限る。)
保険金額の最高限.....2,500 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(名あて官署)..... International Mail Processing Centre, Nahco Building Complex,
Ikeja-Lagos, Nigeria
7. 小包の配達方法.....窓口交付及び配達人による配達
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....30 日
例外の場合.....42 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合.....30 日
例外の場合.....42 日
10. その他の特別な条件
 - (1) 税関告知書 CN23 には、内容品の総重量、正味重量及び価格(郵便料金及び保険料を含まない。)を明確に記載しなければならない。税関告知書 CN23 に虚偽の記載をした場合には、小包は、名あて国の税関当局によって差し押えられることがある。
 - (2) 商品を包有する小包には、商品の価格(保険料等を含む。)の詳細及び商品の原産国の表示を記載した送り状を添付し、かつ、原産地証明書を小包に入れなければならない。真正の贈物小包に包有されている物品を除いて、ある種の物品については、輸入許可書が必要とされるので、差出人はあらかじめ名あて国の通商産業省(Ministere du commerce et de l'industrie a Lagos)に連絡することが望ましい。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
5. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達も行う。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う(ただし、内容品が書類のみの場合に限る)。
 - (2) 私書箱への配達.....行う(ただし、受取人の住所及び電話番号を記載すること)。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
7. 国際スピード郵便の名称.....Expedited Mail Service

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

金、銀、貨幣、宝石等...金。銀。貨幣(名あて国において法的通用力を持たない貨幣を含む。)。銀行券。紙幣(ナイジェリア銀行あてを除く。)。持参人払有価証券(書留書状としたものを除く。)。宝石。真珠。貴石。準貴石

アルコール、医薬品...アルコール、医薬品

富くじ等...富くじ。各種のと博札。と博の広告物、宣伝物。詐欺的な物品。サッカーと博の投票券その他かけの形をとる物品

白紙の送状...白紙の送状

わいせつな印刷物等...わいせつ又は不道德な印刷物、絵画、書籍、カード、版画その他の物品

カレンダー等...クリスマスカードその他のカード、カレンダー類、日記

リチウム電池

1.1.2 条件付許容物品

貴金属...金、プラチナ、白金は、価格が5ポンドを超えないものに限り許される。

性病に関する出版物...性病の処置に関する出版物は、権限ある医師、薬剤師、病院、政府機関等へあてる場合に限り許される。

携帯電話...携帯電話は書留又は保険付とした場合に限り許される。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

お守り札...お守り札及びこれと類似の物品

偽造貨幣等...偽造の貨幣、紙幣

反動的物品...名あて国における宗教心及び公共の秩序を転覆するおそれのある物品

2.1.1.2 条件付許容物品

制服...制服は、それを着用する権利を有する者にあてて発送される場合に限り許される。

模造品...硬貨及び銀行券と類似の図案を有する物品は、教科書及び教材を除いて許されない。

機械...合かぎ製作機は、名あて国の警察当局の許可を得ている場合に限り許される。

催涙ガス...催涙ガスは、名あて国の大統領の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

茶...すでに使用した茶。他の物質を混合した又は水に浸された茶

医薬品等...医薬品(2.1.2.2 参照)、催淫剤

肉、野菜等...名あて国の衛生当局が食用に適さないと認めた肉、野菜、その他の食料品

黄りんマッチ...黄りんマッチ

古着...古着

2.1.2.2 条件付許容物品

医薬品...ペニシリン、ストレプトマイシン及びこれらと類似の医薬品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

狩猟用ランブ...動物又は鳥を殺害し又は捕獲するための特別なランブ

動物の頭、骨、角等...名あて国の野性動物保護法に基づく保護動物の頭、角、牙、皮

土...土(消毒されたものを除く。)

植物...花及び野菜の種子。落花生。いね、大豆等の穀類。植物の部分(さし枝、若芽、生花、切花等を含む。)

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器...武器(猟銃、圧搾空気銃、有害なガス、液体等を発する銃を含む。)。銃砲用の金属製の信管及び薬きょう。不爆発性の大砲用信管原料。薬きょうを再使用するための器具。有毒なガス、液体等を詰め又は取り付けられている弾薬

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

宝貝...宝貝

宝石の模造品...宝石の模造品

ブラシ...ブラシ(ナイロン製歯ブラシを除く。)

つまようじ...つまようじ

旅行用品...旅行用品(眼鏡ケースを除く。)

衣類等...衣類、毛皮

織物等...織物(飾りひも及び裏地を除く。)。タオル、透写布、布製の票札又はバッジ(名あて国が承認した国際機関が使用するものを除く。)その他の布製品。マドラス布

レース等...レース、網

じゅうたん...じゅうたん

陶磁器等...コーラン又はコーランの注釈書の文言を描いた陶磁器及び土器

金物...金物。エナメルを引いた鉄製の器具

感光紙等...薄手の感光紙。カーボン紙

たばこ...たばこ、マニラたばこ

靴...靴

ガラス製品...ガラス製品

プラスチック製品...プラスチック製品(乳児用ほ乳器を除く。)

セルロイド...引火しやすいセルロイド又はそれに類似の物質で作られた数珠

ろうそく...家庭用ろうそく

マッチ...マッチ

パン、せんべい等...パン、せんべい、その他パン製品

茶...茶

菓子等...ケーキ、ビスケット、菓子

花、果物...人工の花及び果物。生の又は乾燥させた殻付き果物(ココナッツを含む。)。ただし、油を抽出するためのコラの実を除く。

てんさい糖...香り又は色のついたてんさい糖

練り歯みがき...練り歯みがき

雑件...通常郵便物について禁止されている物品(1.参照)

2.1.6.2 条件付許容物品

蒸留機...蒸留機又はその部品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

携帯電話...携帯電話は保険付とした場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、許されない。

その他は 1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

117. ナミビア

Namibie (Namibia)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Namibia Post, The managing Director, P.O. Box287, WINDHOEK
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....30 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種別.....南アフリカ小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さ以外の方
向に計った最大の横周との合計 1.8
メートル
重量.....10 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さ以外の方
向に計った最大の横周との合計 1.8
メートル
重量.....10 キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語又はフランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(名あて官署)...Parcel Depot, P.O.Box 287, Windhoek, Namibia
7. 小包の配達方法..... 配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 30 日
例外の場合.....
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合..... 30 日
例外の場合.....
10. その他の特別な条件
 - (1) 税関告知書 CN23 は正確に記載しなければならない。内容品の実価を正確に記載しないときは、税関により没収され又は罰金を課されることがある。
 - (2) 受取人は、小包を受領する際に輸入許可証を提出しなければならない。ただし、重量が 11 ポンド(5キログラム)を超えず、かつ、価格が 10 ランドを超えない真正の贈物小包は、輸入許可証を必要としない。

禁制品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

血清、ワクチン...次に掲げる物品は、南アフリカ共和国のそれぞれの関係当局の許可が

ある場合に限り許される。

- 血清、ワクチン及び病理学上の微生物の培養物については、「Ministre de la Sante publique」
- 獣医用のマレイン及びツベルクリンについては、「Chirurgien veterinaire en chef」
- 家畜の治療に供される有毒物、ウイルス、ワクチン、リンパ液及び血清並びに家畜の病気を伝ばさせるおそれのある物質を含有する物品については、「Ministre de l'agriculture」

医薬品...個人にあてて発送する医薬品は、薬剤師、医師、歯科医師及び獣医並びに南アフリカ共和国の関係当局(Conseil de Controle des medicaments)の許可を得ている者にあてて発送する場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

植物...植物については、昭和 25 年 8 月農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

はちみつ...はちみつ。はちみつゼリー(royal jelly meal)。はちみつ漬け保存食品。はちみつを混合した飲料、麦芽及び医薬品。はちみつを塗布したはえ取り紙、リボンその他の物品

2.1.3.2 条件付許容物品

動物製品...次に掲げる物品は、南アフリカ共和国の検疫当局が発行する証明書が添付されている場合に限り許される。

- ラード及びハム(密閉した容器に入れたものを除く。)
- 調理されていないすべての動物の肉(干し肉を含む。)、内臓その他の部分
- 動物の皮(皮革製品を除く。)

雑件...みつろうは、南アフリカ共和国の関係当局(Department of Agriculture and Forestry)の許可を得ている場合に限り許される。

植物...植物については、昭和 25 年 8 月農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規定)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.2 条件付許容物品

雑件...次に掲げる物品は、南アフリカ共和国の警察当局の許可を得ている場合に限り許される。

- 刃渡り 10.2 センチメートル以上の剣、銃剣、短刀及び小刀
- やり
- 鉛を仕込んだつえ及び先のとがったつえ
- アメリカ拳
- 飛び出しナイフ
- こん棒

- 催涙ガスの発射装置
- 外見又は発射音が真正の銃砲に類似する物品(がん具のピストルを含む。)及びその弾丸
- 武器を秘匿したつえ、ペンその他の物品
- 漁業用の銃及びもり並びにすべての空気銃

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

宝石、貴金属、弾薬...ダイヤモンド及び宝石(書留書状による場合を除く。)、通貨、金粉又は金塊、銃砲用の弾薬及び信管

印刷物...性的無能力又は性病の治療薬品に関する広告又は記事を掲載した新聞、文書又は書籍

富くじ...富くじに関する物品

ライター...ブタンガス使用のライター(燃料を入れていないものを除く。)及びその燃料

わいせつな物品...わいせつな物品(文学作品を含む。)及び道徳的に非難されるべき性質の物品

紙巻たばこ...1,000本につき2キログラムを超える重量の紙巻たばこ

貨幣...偽造又は変造の貨幣

リチウム電池

雑件...刑務所又は感化院で製造した物品。名あて国において販売の用に供されるマント、背広、ブルオーバー、皮製又はビロード製の上着、チョッキ、ズボン及び中古のくつ

2.1.6.2 条件付許容物品

米...米は、南アフリカ共和国の関係当局(Directeur du service des importations et exportations)が発行した許可証が添付されている場合に限り許される。

酒精飲料...酒精飲料(類似のものを含む。)で容量が1/4リットル以下の容器に入ったものは、南アフリカ共和国の関係当局(Commissaire des douanes et des contributions)が発行する許可証が添付されている場合に限り許される。

酵母菌...酵母菌は、南アフリカ共和国の警察当局が発行した許可証が添付されている場合に限り許される。

チーズ...チーズは、名あて国の関係当局(Ministre de l'agriculture)の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...軍服、軍装品及び通常、軍で使用される物品(改造したものを含む。)は、名あて国の関係当局(Ministere du commerce et de l'industrie)の許可を得ている場合に限り許される。

121. ニジェール

Niger

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....527 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....15日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」(2)参照。

送達条件(小包)

1. 小包の種別.....連合小包
大きさ及び重量の最高限
 - (1) 航空小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
重量.....30キログラム
 - (2) 船便小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語又は英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Centre national de tri lettres et colis Niamey, bp 742 niamey, Niger
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....15 日
例外の場合..... -
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....30 日
10. その他の特別な条件
 - (1) 小包郵便物は、次の郵便局区内にあてるものに限る。
Niamey, Maradi, Zinder, Agadez, Tahoua, Diffa
 - (2) 受取人の詳細な連絡先(氏名、完全な住所、私書箱番号、電話番号)を記載すること。

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で名あて国の公共機関にあてて発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

マッチ...黄りんマッチ

公序良俗に反する物品...公序良俗に反する物品

出版物...名あて国の法令の禁止する新聞、雑誌その他の出版物

2.1.1.2 条件付許容物品

レコード...レコードは、名あて国の政府の許可を得ている場合に限り許される。

印刷物...アラビア語の印刷物は、名あて国の関係当局の検閲に付され、その結果によっては、没収又は返送されることがある。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

酒精飲料...アルコールを含有する食欲増進用又は消化促進用の飲料。エチルアルコール以外のアルコールを含有する酒精飲料。麻薬又は有害な物質を含有する酒精飲料。アブサント及びこれと類似の酒精飲料。アルコールを 60 パーセント以上含有する酒精飲料。名あて国の法令の禁止するはっか酒。アルコールの製造に用いられるエキス

2.1.2.2 条件付許容物品

雑件...次に掲げる物品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

蒸留器、アルコール、飲料用エキス

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で名あて国の公共機関にあてて発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

サッカリン...サッカリンは、名あて国の薬剤師又は飲料製造業者にあてて発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2. 条件付許容物品

植物...次に掲げる植物の苗木は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

バナナ、コーヒー、ココア、さとうきび、綿

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

刀剣類...刀剣類

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

2.1.4.2 条件付許容物品

銃砲等...銃砲、薬きょう、火薬、火薬製造用の物質及び戦争用の資材は、名あて国の政府の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

ダイヤモンド...ダイヤモンドの原石

魚のかん詰...魚のかん詰を入れた箱でその重量が1キログラムを超えるもの

商標偽造の物品等...白地に赤十字の紋章を商標とする物品、「Croix Rouge」(「赤十字」の意)又は「Croix de Geneve」(「ジュネーヴ十字章」の意)の語を商標中に有する物品、フランスで製造された旨の偽りの表示を有する物品

貨幣...貨幣と見まちがえやすい物品

はかり、物差...十進法以外の単位制のはかり及び物差

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

たばこ...たばこは、「Vente au Niger」(「ニジェールにおいて販売」の意)の文字を印刷した箱又は包みに入れて発送された場合に限り許される。

雑件...次に掲げる物品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

貨幣製造用の器具、蒸留酒、天然の鉱水、金(受取人の個人的な使用に供される金製の装身具を除く。)

人工の鉱水...人工の鉱水は、瓶又はサイホンに入れて発送され、かつ、容器に容易に消えないように「eaux artificielles」(「人工水」の意)の記載を有する場合に限り許される。

30. ブルキナファソ

Burkina Faso

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(書留書状及び保険付書状に限る。様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....324 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....Bureau d'Echange, centre national de tri OVAGADOUGOU CNT
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....15 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....

送達条件(小包)

1. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 航空小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メートル
重量.....30 キログラム
 - (2) 船便小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メートル
重量.....30 キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....667 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Centre des colis postaux, chef de centre des colis postaux, 01 BP
6000 OUAGADOUGOU, Burkina Faso
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
 - 普通の場合.....15 日
 - 例外の場合.....30 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
 - 普通の場合.....30 日
 - 例外の場合.....60 日

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

公序に反する物品...公序に反するすべての物品(著作物、図画、ポスター、版画、写真及びバッジ)

リチウム電池

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

公序良俗に反する表示を付した郵便物...郵便物の外部に不正な又は脅迫の意を有する表示をしたもの(表示は、手書き、印刷、カット、図案等方法のいかんを問わない。)

- 個人、団体又は法人を侮辱し、侵害するような表示を有するもの

- 国家の安全を侵害するような宣伝行為の性格を有するもの
- 公の秩序に反する表示を有するもの

2.1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医療上又は学術上の目的で送付され、かつ、郵便物の差出しの際に差出国の税関当局の許可証の写しが添付されている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

生きた動物...生きた動物。ただし、次に掲げるものを除く。

- みつばち、水ひる及び蚕
- 害虫の寄生虫及び捕食虫であって、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

リチウム電池

31. ブルンジ

Burundi

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物

- (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
- (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
- (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
- (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
- (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語

2. 速達.....取り扱う。

3. 保険付書状.....取り扱う。

- (1) 保険金額の最高限.....航空路 4,000 SDR、平面路 300 SDR
- (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照

4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....名あて局

5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。

6. 名あて国における保管期間.....1か月

7. 特別郵袋印刷物

- (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
- (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

8. その他の特別な条件

通常郵便物によりブルンジにあてて価格が 1,000 ブルンジ・フランを超える物品は、ブルンジ国立銀行(Banque du Royaume du Burundi)が発行する輸入許可書を添付しなければならない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包

(1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語
4. 速達.....取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....到着通知書
5. 保険付小包.....取り扱う(航空路に限る。)
保険金額の最高限.....3,475 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Bujumbura CP, Régie nationale des postes, B.P.258, Bujumbura, Burundi
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....1 か月
例外の場合.....2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合.....1 か月
例外の場合.....2 か月
10. その他の特別な条件
 - (1) 同一差出人から同一受取人にあてて同一日付で差し出された小包で、その内容品の価格が 1,000 ブルンジ・フランを超える小包は、ブルンジ国立銀行 (Banque du Royaume du Burundi) が発行する輸入許可書を添付しなければならない。
 - (2) 税関告知書 CN23 に小包の内容品の完全な記載をしていない場合又は内容品名について虚偽の記載をした場合には、小包は、名あて国の税関によって差押えられ、かつ、罰金が課される。

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

貴重品...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留又は保険付きの書状(50フランを超えない持参人払有価証券は保険付書状の場合は、許される。)

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

新聞、刊行物...名あて国の政府が輸入を禁止する新聞、刊行物又は著作物

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

アブサント...アブサントを含有する酒精飲料

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の公衆衛生省の許可を得ている場合に限り許される。

蒸留機...蒸留機は、名あて国の財務省 (Ministere des Finances) の許可を得ている場合に限り許される。

サッカリン...サッカリン及びサッカリンを含有する製品は、名あて国の公衆衛生省の許可を得ている場合に限り許される。

医薬品...医薬品は、名あて国の公衆衛生省の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...花の種子及び野菜の種子以外のすべての植物及びその種子は、検疫証明書が添付されている場合に限り許される。綿の種子については、さらに、名あて国の農業省 (Ministere de l'Agriculture) の許可書を添付しなければならない。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.2 条件付許容物品

武器、弾薬...武器及びすべての種類の弾薬は、国防省 (Secretariat a la Defense) の特別の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

リチウム電池

23. ベナン

Benin (Benin)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(書留書状及び保険付書状に限る。様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語
2. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
3. 速達.....取り扱う。
4. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....375 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については、1.(2) ~ 1.(5)参照
5. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
6. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
7. 名あて国における保管期間.....15 日

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

ートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて交換局
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....15 日
例外の場合.....1 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....1 か月
10. その他の特別な条件
小包郵便物は、次の地域にあてるものに限る。
Abomey, Abomey Calavi, Adiohon, Allada, Aplahoue, Athieme, Attogon, Bimbereke, Bohicon, Cotonou, Cove, Dassa-Zoume, Djougou, Grand-Popo, Kandi, Natitingou, Nikki, Ouidah, Parakou, Pobe, Porto-Novo RP, Porto-Novo P.A.R, Sakete, Savalou, Save

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状
雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

アルコール等...酒精飲料及びアルコール。酒精飲料の製造に使用しうるエッセンス、エキス及び生成物。飲料として不適当な変質したアルコール及びメチルアルコール

鉱水...天然鉱水及び人工鉱水

化学製品...サッカリン、染料

蒸留機...各種類の蒸留機

雑件...有毒物、麻薬

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

動物、肉...生きた動物。肉。生きた有機物

植物...バナナの木、カカオの木、コーヒーの木、砂糖きび、かんきつ類、綿の木、パラゴムの木、ヒヤシンス

2.1.4 銃砲刀剣類の取締り上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器、弾薬等...武器、弾薬、爆発物、マッチ

軍需品...軍需品

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

金、ダイヤモンド...金、金製品、ダイヤモンド原石

メダル等...メダル及び貨幣。貨幣の製造に使用されるおそれのある器具

レコード、はかり...レコード、はかり及び物差

リチウム電池

26. ボツワナ

Botswana

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....30 日(留置郵便物については、14 日)
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語

4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....National Operations Control Centre(NOCC), P.O.Box 100 Gaborone,
Botswana
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....30 日
例外の場合.....30 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....30 日

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域

Francistown	Gaborone	Lobatse
Jwaneng	Kasane	Mahalapye
Maun	Mmasekou	Mochudi
Orapa	Palapye	Selebi Phikwe
Serowe		
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さ以外以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN231 通及びインボイス
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....
6. 配達日.....月曜～日曜(祝日の配達も行う。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....EMS

禁制品 各国共通の条件を参照

1. 通常便郵物

2. 参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

血清、ワクチン...血清、ワクチン、血液、血液製品及び人に病気を感染させる病理学上の微生物の培養物は、名あて国の公衆衛生大臣 (Ministre de la sante publique) の許可を得ている場合に限り許される。家畜の治療に供される有毒物、ウイルス、ワクチン、リンパ液及び血清並びに家畜の病気を伝ばさせるおそれのある物質を含有する物品は、名あて国の農林大臣 (Ministre de l'agriculture) の許可を得ている場合に限り許される。

容器...人の病気予防のための血清、リンパ液、リンパ・ワクチン及び血液製品並びにそれらと類似の物質が納められた容器には、製造者の住所氏名及び製造年月日並びに使用期限月日が記載された票符がはり付けられていなければならない。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2 条件付許容物品

動物製品...次に掲げる物品で、重量が5キログラムを超えるものは、名あて国の検疫局長の許可を得ている場合に限り許される。

- ベーコン及びハム (密閉した容器にいれたものを除く。)
- 調理されていないすべての動物の肉 (乾肉を含む。)、内臓その他の部分
- 動物の皮 (皮革製品を除く。)
- すべての種類のチーズ (名あて国の関係当局 (Dairy Board) 又は同局の許可を得ている者が輸入する場合を除く。)

はちみつ等...はちみつ、はちみつ製品、花粉、みつろう及び中古の養蜂用具は、名あて国の関係当局 (Division of Plant and Seed control) の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...病原体、昆虫及び培養基は、名あて国の関係当局 (Division of Plant and Seed control) の許可を得ている場合に限り許される。

植物...植物 (米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。) につい

ては、昭和25年農林省告示231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.2 条件付許容物品

武器、実包...外見又は発射音が真正の銃砲に類似した物品(がん具のピストルを含む。)及びその実包は、名あて国の警察長官の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

宝石、貴金属、弾薬...ダイヤモンド、宝石、通貨、金粉又は金塊、銃砲用の弾薬及び信管。

ただし、ダイヤモンド及び宝石は、書留書状による場合には、許される。

印刷物...性的無能力又は性病の治療薬品についての広告又は記事を掲載した新聞、文書又は書籍

富くじ...富くじに関する物品

ライター...ブタンガス使用のライター(燃料を入れていないものを除く。)及びその燃料

わいせつな物品...わいせつな物品(文学上の著作物をも含む。)及び道徳的に非難されるべき性質の物品

紙巻たばこ...1,000本につき2キログラムを超える重量の紙巻たばこ

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

雑件...刑務所又は感化院で製造した物品

2.1.6.2 条件付許容物品

酒精飲料...酒精飲料は、名あて国の監督官(The Administering Officer)が発行する許可証が添付されている場合に限り許される。

酵母菌...酵母菌は、名あて国の警察長官が発行した許可証が添付されている場合に限り許される。

フィルム...フィルムは、金属製の箱に納め、更に木製の箱に納められている場合に限り許される。

102. マダガスカル

Madagascar

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う(航空路に限る)。
保険金額の最高限 300 SDR
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う
(あてべき官署).....Centre de tri Antaninarena, 101 ANTANANARIVO
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....15 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う(航空便に限る。)
保険金額の最高限.....136 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Antananarivo tri, Tsaralalana 101, Antananarivo, Madagascar
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
 - 普通の場合.....1 か月
 - 例外の場合.....2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
 - 普通の場合.....1 か月
 - 例外の場合.....2 か月

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域

Antananarivo	Ivato-Aeroport	Diego-Suarez	Tamatave
Majunga	Antsirabe	Fianarantsoa	Fort-Dauphin
Morondava	Nosi-Be	Sainte-Marie	
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22(「No Commercial Value」と記載)
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN231 通(商品の場合は、さらにインボイス 1 通)
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1 枚
5. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。

(3) 窓口での交付.....行う。

7. 国際スピード郵便の名称.....EMS Mailaka

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

サッカリン...サッカリン

避妊用品...避妊用の薬品及び器具

薬品...公式の薬局方でない薬品

汚染物品...植物の病気を伝ばさせるおそれのある物品

弾薬、マッチ...弾薬、携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

カルタ...カルタ

法令違反物品...著作権を侵害する物品、フランスで製造されたものと誤認されやすい記載を有する物品

アルコール...アルコール

ぶどう酒...原産地の表示のないぶどう酒

かん詰...魚、野菜又はプラムのかん詰で、原産地を表示する刻印の打っていないもの。いわしのかん詰を入れた箱で、重量が1キログラムを超えるもの

リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

雑件...次に掲げる物品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

植物、アプサント及びこれと類似の酒精飲料、食用油、管付きのほ乳器、脱脂乳、高熱加硫操作を加えたゴム及びその製品、武器

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

腕時計...腕時計は、保険付書状又は保険付小包とし、かつ、耐力のある金属製又は木製の箱で包装されている場合に限り許される。

携帯電話...携帯電話は書留又は保険付とした場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

104. マラウイ

Malawi

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....2か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
重量.....30キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
重量.....30キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語

4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(名あて官署).....Malawi Posts Corporation Head Office, Glyn Jones Rd.P.O.Box 602,
Blantyre-Malawi
7. 小包の配達方法.....配達人による配達(Blantyre,Limbe,Zomba,Mzuzu, Lilongwe に限る)及び
窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....1か月
例外の場合.....3か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....3か月
10. その他の特別な条件
受取人の住所(通りの名前、町名、番地)、電話番号を正確かつ完全に記載すること。

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

2.参照

2. 小包郵便物

2.1.1 禁止物品

危険な物質等...爆発性、引火性又は危険な物質。不清潔、有害又は有毒な物質。安全装置が不十分で郵便取扱者に危害を与えるおそれのある器具

公序に反する物品...下品な又はわいせつな印刷物、彫像、写真、石版画、版画、映画、書籍、カード及びこれらと類似の物品。扇動的、侮辱的、強迫的又はわいせつな表示を付した物品

詐欺的な物品...不道德な又は詐欺的な行為又は取引に関する文書。幸運の手紙

催淫剤...催淫剤及びそれに関する文書

武器...武器、その部分品、弾薬及び類似の物品

植物等...バナナの若芽、かんきつ類、やしの実、ダリヤ、ユーカリ、山椒藻、さつまいも、唐辛子、ココア、コーヒー、毬果植物、とうもろこし、さぼてん、砂糖きび、トマト、レタス、えん

豆、木綿、うまごやし、ゴム、茶、たばこの種子(これ以外は、2.1.2『植物』を参照)

偽造貨幣...偽造又は変造の銀行券及び貨幣

貴重品...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品

リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

医薬品...医薬調合剤は、処分及び服用方法が、現品又は包装上にめいりょうに記載されている場合に限り許される。

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和25年農林省告示231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

106. マリ

Mali

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(書留書状及び保険付書状に限る。様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....566 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) 伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。
 - (2) 書留郵便物、保険付書状の名あて面に、できる限り受取人の電話番号、携帯電話番号を記載すること。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メ

メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語又は英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....631 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Bamako Colis Postaux, Centre des Colis Postaux, Office National des Postes, Bamako, République du Mali
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....6 か月
例外の場合.....12 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合.....3 か月
例外の場合.....6 か月
10. その他の特別な条件
 - (1) 小包には、内容品の明細を記入した送り状1通を添付しなければならない。
 - (2) 受取人の住所欄に、できる限り受取人の電話番号、携帯電話番号を記載すること。

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.2 条件付許容物品

書留書状...硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科

学上の目的で名あて国の公共機関にあてて発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

マッチ...黄りんマッチ

公序良俗に反する物品...公序良俗に反する物品

出版物...名あて国の法令の禁止する新聞、雑誌その他の出版物

2.1.1.2 条件付許容物品

レコード...レコードは、名あて国の政府の許可を得ている場合に限り許される。

印刷物...アラビア語の印刷物は、名あて国の関係当局の検閲に付され、その結果によっては、没収又は返送されることがある。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

酒精飲料...アルコールを含有する食欲増進用又は消化促進用の飲料。エチルアルコール以外のアルコールを含有する酒精飲料。麻薬又は有害な物質を含有する酒精飲料。アブサント及びこれと類似の酒精飲料。アルコールを 60 パーセント以上含有する酒精飲料。名あて国の法令の禁止するはっか酒。アルコールの製造に用いられるエキス

2.1.2.2 条件付許容物品

雑件...次に掲げる物品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。
蒸留器、アルコール、飲料用エキス

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で名あて国の公共機関にあてて発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

サッカリン...サッカリンは、名あて国の薬剤師又は飲料製造業者にあてて発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...次に掲げる植物の苗木は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。バナナ、コーヒー、ココア、さとうきび、綿

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

刀剣類...刀剣類

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

2.1.4.2 条件付許容物品

銃砲等...銃砲、薬きょう、火薬、火薬製造用の物質及び戦争用の資材は、名あて国の政府の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

ダイヤモンド...ダイヤモンドの原石

魚のかん詰...魚のかん詰を入れた箱でその重量が1キログラムを超えるもの

商標偽造の物品等...白地に赤十字の紋章を商標とする物品。「Croix Rouge」(「赤十字」の意)又は「Croix de Geneve」(「ジュネーヴ十字章」の意)の語を商標中に有する物品。フランスで製造された旨の偽りの表示を有する物品

貨幣...貨幣と見まちがえやすい物品

はかり、物差...十進法以外の単位制のはかり及び物差

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

雑件...次に掲げる物品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。貨幣製造用の器具、蒸留酒、天然の鉱水、金(受取人の個人的な使用に供される金製の装身具を除く。)

人工の鉱水...人工の鉱水は、瓶又はサイホンに入れて発送され、かつ、容器に容易に消えないように「eaux artificielles」(「人工水」の意)の記載を有する場合に限り許される。

2. 南アフリカ共和国

Afrique du Sud (South Africa)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....2か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....南アフリカ小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 1.8
メートル
重量.....10 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 1.8
メートル
重量.....10 キログラム
 - (ウ) SAL 小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 1.8

メートル

重量.....10 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署等).....Johannesburg International Mail Centre, P.O. Box 5599 o.r. tampo international airport 1627, Gauteng province, South Africa
7. 小包の配達方法..... 配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....21 日
例外の場合..... 1 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合.....45 日
例外の場合.....90 日
10. その他の特別な条件
 - (1) 税関告知書 CN23 は、正確に記載しなければならない。内容品の実価を正確に記載しないときは、税関により没収されること又は罰金を課されることがある。
 - (2) 受取人は、小包を受領する際に輸入許可証を提出しなければならない。ただし、価格が 100 ランドを超えない真正の贈物小包は、輸入許可証を必要としない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
5. 配達日.....月曜～土曜の午前(祝日の配達を行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。

- (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
7. 国際スピード郵便の名称.....International Priority Mail

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常便郵物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状
雑件...その他の物品については、2.参照

1.1.2 条件付許容物品

2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

血清、ワクチン...血清、ワクチン、血液、血液製品及び人に病気を感染させる病理学上の微生物の培養物は、名あて国の公衆衛生大臣 (Ministre de la sante publique) の許可を得ている場合に限り許される。家畜の治療に供される有毒物、ウイルス、ワクチン、リンパ液及び血清並びに家畜の病気を伝ばさせるおそれのある物質を含有する物品は、名あて国の農林大臣 (Ministre de l'agriculture) の許可を得ている場合に限り許される。

容器...人の病気予防のための血清、リンパ液、リンパ・ワクチン及び血液製品並びにそれらと類似の物質が納められた容器には、製造者の住所氏名及び製造年月日並びに使用期限月日が記載された票符がはり付けられていなければならない。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2 条件付許容物品

動物製品...次に掲げる物品で、重量が5キログラムを超えるものは、名あて国の検疫局長の許可を得ている場合に限り許される。

- ベーコン及びハム(密閉した容器にいれたものを除く。)
- 調理されていないすべての動物の肉(乾肉を含む。)、内臓その他の部分
- 動物の皮(皮革製品を除く。)
- すべての種類のチーズ(名あて国の関係当局 (Dairy Board) 又は同局の許可を得ている者が輸入する場合を除く。)

はちみつ等...はちみつ、はちみつ製品、花粉、みつろう及び中古の養蜂用具は、名あて国の関係当局 (Division of Plant and Seed control) の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...病原体、昆虫及び培養基は、名あて国の関係当局 (Division of Plant and Seed control) の許可を得ている場合に限り許される。

植物...植物については、昭和 25 年 8 月農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.2 条件付許容物品

武器、実包...外見又は発射音が真正の銃砲に類似した物品(がん具のピストルを含む。)及びその実包は、名あて国の警察長官の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

宝石、貴金属、弾薬 ...ダイヤモンド。宝石。通貨。金粉又は金塊。銃砲用の弾薬及び信管

印刷物...性的無能力又は性病の治療薬品についての広告又は記事を掲載した新聞、文書又は書籍

富くじ...富くじに関する物品

ライター...ボタンガス使用のライター(燃料を入れていないものを除く。)及びその燃料

わいせつな物品 ...わいせつな物品(文学上の著作物をも含む。)及び道徳的に非難されるべき性質の物品

紙巻たばこ...1,000 本につき2キログラムを超える重量の紙巻たばこ

雑件...刑務所又は感化院で製造した物品。

衣類...中古の衣類

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記 14 の 2 の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

2.1.6.2 条件付許容物品

酒精飲料...酒精飲料は、名あて国の監督官 (The Administering Officer) が発行する許可証が添付されている場合に限り許される。

酵母菌...酵母菌は、名あて国の警察長官が発行した許可証が添付されている場合に限り許される。

フィルム...フィルムは、金属製の箱に納め、更に木製の箱に納められている場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

2. 小包郵便物参照

154-1. 南スーダン

Soudan du Sud (South Sudan)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1 枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1 か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件
郵便物が差し押さえられた場合に行う差出国への通報は、税関当局から得られる情報又は同国の法令の範囲内に限る。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メ

ートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....アラビア語又は英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Al Siteen Post Office
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包.....3 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....3 か月
10. その他の特別な条件
液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれらと同様の物品並びにぜい弱な物品を包有する小包は引き受けない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域

Juba	Malkal	Rank	Waw
------	--------	------	-----
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23、原産地証明書
 - (3) 受取人の氏名及び完全な住所(町名、会社名、通りの名前、ビル名)を記載すること。併せて可能であれば、受取人の電話番号、携帯電話番号を記載すること。
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1 枚
5. 配達日.....月曜～木曜及び日曜(祝日の配達を行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う(書類のみを包有するものに限る)。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
7. 国際スピード郵便の名称.....EMS

禁制品

各国共通の条件を参照

154. スーダンにおいて定めるところに同じ。

109. モーリシャス

Maurice (Mauritius)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又は英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....1,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....30 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部及び郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語又は英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う(航空路に限る。)
保険金額の最高限.....500 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Mauritius Post Limited, 3 Dumas Street, Portlouis Mauritius
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....30 日
例外の場合.....60 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合.....30 日
例外の場合.....60 日
10. その他の特別な条件
 - (1) 商品を包有する小包には、送り状を内装しなければならない。
 - (2) 受取人の電話番号がある場合はその番号を記載すること。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23(商品の場合は、さらにインボイス1通)
 - (3) 受取人の電話番号がある場合はその番号を記載すること。
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
5. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。

7. 国際スピード郵便の名称.....EMS Speedpost

禁制品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の保健省 (Ministere de la sante) の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

公序に反する物品...公の秩序に反する印刷物、絵画、書籍及び出版物

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

衣類...中古の衣服で販売の用に供せられるもの

雑件...中古の衣類、ぼろ布、古い書籍、古い新聞、動物の毛、新鮮でないなつめやし、中古の袋、じゅうたん及び布

ブラシ...ひげそり用ブラシ

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の保健省の許可を得ている場合に限り許される。

医薬品...医薬品は、医師又は薬剤師にあてるものでなければ許されない。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

動物...動物の死体(ただし、昆虫の標本は、名あて地の関係当局の許可を得れば許される。)、動物の骨

肥料...動物性肥料

植物...さとうきび、植物の根、樹皮のついた材木、トマト、とうもろこし、ぶどう、ばら科植物(新鮮なりんごを除く。)、さぼてん、椿の実

雑件...土壌、動物飼育用の物品

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...植物は、あらかじめ、名あて地の農務長官(Director of Agriculture)の許可を得ている場合に限り許される。

動物...動物の死体。鳥の卵。肉の粉末。皮革及び動物性肥料は名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...苔。泥炭。菌糸。砂及び砂利は、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

通常郵便物...受取人の氏名が完全に英語又はフランス語で表示されていない通常郵便物

書籍...著作権法に違反する書籍

商標偽造の物品...偽造の商標を付した物品

かめの甲...かめの甲

貨幣...偽造の貨幣

銀行券等.....銀行券、紙幣、無記名証券

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

110. モーリタニア

Mauritanie (Mauritania)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(書留書状及び保険付書状に限る。様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)。
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....630 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月(最大2か月まで保管)
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種別.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
重量.....20キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メー

トル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語又はアラビア語
4. 速達.....取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書.....到着通知書
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....470 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....15 日
例外の場合.....2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....2 か月

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

酒類、飲料...酒精飲料の製造に用いられるアルコールに溶解するアルコール性又は非アルコール性のエキス及び生成物。アニス、しきみ、ういきょう、ヒソップ等のエキス。アプサント及びこれと類似の酒精飲料。パーム酒及びこれと類似の酒精飲料

苗、果実、種子等...けしの苗、種子及びさや。インド大麻の苗、茎又は茎の一部、花及び種子。ヒヤシンスのさし枝、接木等の生きた植物の部分

有害な物品...有害な又は犯罪をひき起しやすい性質を有する記号、画、記載等を含んでいるあらゆる種類の物品

外国の紋章...外国の紋章又はその模造品で、その外部への着用又は公の使用が秩序の維持を侵害するおそれのあるすべてのもの

リチウム電池

雑件...加工されていないダイヤモンド

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送される場合に限り許される。

放射性物質...放射性物質は、公認された機関の間にのみ交換され、かつ名あて国の内務、建設、電気通信各大臣 (Ministres de l'interieur et de la construction et des telecommunications) の許可を得ている場合に限り許される。

分析用試料...細菌検査及び細菌培養に使用される試料は、研究所から発送される場合又は専門の研究所にあてて発送される場合に限り許される。

色素...飲料又は食料品の人工着色に使用される色素は、名あて国の保健衛生大臣 (Ministre de la sante) の許可を得ている場合に限り許される。

植物、果実、種子...あらゆる植物及びさし枝、接木、種子等生きた植物の部分は、差出国の植物衛生証明書が添付されている場合に限り許される。

時計...時計は、保険付扱とした場合に限り許される。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

有害な物品...有害な又は犯罪をひき起しやすい性質を有する記号、画、記載等を含んでいるあらゆる種類の物品

外国の紋章等...あらゆる外国の紋章又はそれを複製している商品、織物及びその他の物品で、その外部への着用又は公の使用が秩序の維持を侵害するおそれのあるもの

2.1.1.2 条件付許容物品

放射性物質...放射性物質は、公認された機関の間にのみ交換され、かつ、名あて国の内務、建設、電気通信各大臣の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

酒類、飲料...酒精飲料の製造に用いられるアルコールに溶解するアルコール性又は非アルコール性のエキス及び生成物。アプサント及びこれと類似の酒精飲料。パーム酒

麻醉剤...吸煙用あへん及びあへんのくず

苗、果実、種子...インド大麻(苗、茎、花及び種子)

マッチ...マッチ

汚染物品...伝染病の発生した地方からの物品

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...医学上又は科学上の目的で発送される麻薬は、名あて国の保健衛生大臣の許可を得ている場合に限り許される。麻薬の輸入業者は、税関から許可証の交付を受けなければならない。

分析用試料...細菌検査及び細菌培養に使用される試料は、研究所から発送される場合又は専門の研究所にあてて発送される場合に限り許される。

酒類、飲料...アブサント、その模造品及びパーム酒を除くあらゆるアルコール飲料は、その名称、製造業者及び輸入業者の住所、氏名及び消化剤又はアペリティブとしての性質を記入した付せんを有している場合に限り許される(性質の記載は、送り状にも必要とされる。)。薬局用純アルコール、研究室の試薬として使用されるあらゆる種類のアルコール及びアルコール入り医薬品は、輸入業者が、事前に名あて国の保健衛生大臣の許可を得ている場合に限り許される。変質したアルコール及びメチルアルコールは、名あて国の財政・商業・経済大臣 (Ministre des finances, du commerce et des affaires économiques) の許可証を入手している場合に限り許される。

肉...牛、羊、山羊及び豚の肉及び肉製品は、家畜飼養部の獣医課 (Les services vétérinaires du Service de l'élevage) の許可を得ている場合に限り許される。ただし、生肉は、指定された獣医又は医師の検査を受けなければならない。

色素...飲料及び食料品の人工着色に使用される色素は、名あて国の保健衛生大臣の許可を得ている場合に限り許される。

蒸留器...蒸留器及びアルコール類の蒸留に用いられるすべての器具及びその部品は、研究所又は科学機関での実験に使用され、かつ、保健衛生大臣の許可がある場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2 条件付許容物品

植物、種子...植物、生きた植物の部分、種子等は、差出国の植物衛生証明書のある場合に限り許される。

綿の木...綿の木の種子、綿の木の苗の全部又は一部及び種を取っていない綿花は、農業大臣 (Ministre de l'agriculture) の許可を得ている場合で、差出国の植物衛生証明書がある場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器等...飛び出しナイフ、短剣、銃剣、仕込みづえ、剣、メリケン、こん棒、その他銃砲を除くあらゆる武器

2.1.4.2 条件付許容物品

軍需品等...軍需品及び軍隊、警察用の銃砲並びに軍用装備は、名あて国の国防相 (Ministre de la defense et des forces armées) の許可がある場合に限り許される。

弾薬...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう並びに不爆発性の大砲用信管原料は、箱又は樽に入れて厳重に包装し、かつ、内容品の性質についての記載を有している場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

貨幣鑄造器具...貨幣鑄造機、造幣プレスその他貨幣鑄造に使用することのできる器具

度量衡...十進法の法則で定められた以外の度量衡器具

2.1.5.2 条件付許容物品

たばこ、葉巻...たばこ及び葉巻は、包装の上に、縦横3ミリ以上の明確な文字で「モーリタニア・イスラム共和国で販売 (Vente en Republique Islamique de Mauritanie)」の記載を有した箱又は容器に入れ、かつ、商標のある場合に限り許される。

金、金製品...金及び金製品は、西アフリカ中央銀行 (Banque centrale des Etats de l'Afrique de l'ouest) の許可を得、かつ、保険付扱とする場合に限り許される。

貴金属製品、宝石...宝石、貴金属製品は、税関告知の手續に従い、かつ、保険付扱とする場合に限り許される。

貨幣...貨幣、メダル及び銅、ニッケルその他あらゆる金属でできた貨幣若しくは名あて国の法定通貨と混同されるおそれのあるあらゆる類似の物品は、名あて国の財政・商業・経済大臣の許可があり、かつ、保険付扱いとする場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

ダイヤモンド...加工されていないダイヤモンド

リチウム電池

115. モザンビーク

Mozambique

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....EstaCAo Central de Correios de MoCambique, Avenida 25 de setembro, 30, MAUPVTO
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....30日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種別.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
重量.....20キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
重量.....20キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語又はポルトガル語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 1か月
例外の場合.....45日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....45日
10. その他の特別な条件
小包郵便物は、次の地域にあてるものに限る。
Beira, Chimoyo, Inhambane, Lichinga, Maputo, Nacala, Nampula, Pemba, Quelimane, Tete, Xai-Xai

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

貴重品...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の衛生庁の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

公序良俗に反する物品...公序良俗に反する書籍、印刷物、映画フィルム、絵画、写真その他の物品

雑件...その他 1.1.1 参照

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

汚染物品...病気を伝ばさせるおそれのある物品

医薬品...名称の付されていない医薬品

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の衛生庁の許可を得ている場合に限り許される。

特許薬...特許薬を発送する場合には、あらかじめ、名あて国の関係当局の許可を得なければならない。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

植物...病気を伝ばさせるおそれのある植物、種子、果実その他の部分

動物...生きた又は死んだ動物、動物の皮、血液及び内臓

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

2.1.4.2 条件付許容物品

武器...武器は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

模造郵便切手...郵便切手と誤認されやすい物品

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

リチウム電池

108. モロッコ

Maroc (Morocco)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....アラビア語又はフランス語
2. 速達.....取り扱う(航空路に限る。)
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....3,840 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....Casablanca Centre Courrier International(CCI), Centre de courrier international CCI, Zone Frêt Aéroport Med V, 20066 Nouasseur Casablanca, Morocco
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....20日(留置郵便物については、30日)
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件

書留郵便物をセロテープ類で封かんする場合には、郵便物とセロテープ類とにかけて消えない印章で封印するか、又は差出人の名称をセロテープ類に印刷したもので封かんしなければならない。また、特別郵袋印刷物には、課税される印刷物(豪華な出版物 - 装丁及び内容からモロッコ当局が認定する。)の包有を許さない。

送達条件(小包)

1. 小包の種別.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2枚
3. 税関告知書 CN23 及び送の記載言語.....英語、アラビア語、スペイン語又はフランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....3,842 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Casablanca CPX & PR, Casablanca CPX et PR avenue des FAR
Casablanca 20 000 Morocco
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....15 日
例外の場合.....2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....15 日
10. その他の特別な条件
税関告知書 CN23 には、内容品の種類、品質、容積、数量、価格及び価格の表示貨幣等を明細に記載する必要がある。これに反するときは、小包は、名あて国で配達が遅延するばかりでなく、場合により没収されることがある。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域・・・全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN232 通。商品見本又は商品の場合は、さらにインボイス 3 通。

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....
6. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....Poste Rapide Internationale

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

銀行券、紙幣...銀行券及・ホム紙幣

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

出版物...公の秩序に反する出版物、好色本、良俗に反する出版物、避妊又は墮胎の宣伝に関する出版物

墮胎用品...墮胎用の薬品及び器具

書物及び録音物...改宗をそそのかす性格を有するすべての書物及び録音物

2.1.1.2 条件付許容物品

武器...武器は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

粗悪品...名あて国の「粗悪な食料品、飲料又は医薬品の詐欺販売取締条令」に違反する物品

ぶどう酒...アルコールの含有量が10パーセント以下のぶどう酒、粗悪なぶどう酒

アプサト...アプサント及びこれと類似の酒精飲料

酒精飲料...含有するアルコールの量が名あて国の法令の規定する許容量を超えている食欲増進物の酒精飲料。1リットル中の1グラム以上のエキス類を含有する酒精飲料。名あて国の法令の禁止する物質を含有する酒精飲料

ほ乳器...管つきのほ乳器及びその部分品

エキス...アネトール、ういきょうのエキス、しきみのエキス

アルコール...変性アルコール

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

おしゃぶり...おしゃぶりは、次の条件を満たしている場合に限り許される。

- 純ゴム製であること。
- 高熱加硫操作を加えたゴムを使用していないこと。
- 製造業者又は販売業者の商標を有すること。
- 「caoutchouc pur」(「純ゴム製」の意)の記載をすること。

にがよもぎ...にがよもぎのエキス及びこれと類似の物品は、医学上の目的で薬剤師にあて発送された場合を除き許されない。

雑件...次に掲げる物品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

医薬品、酢酸、生の皮革

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

弾薬、マッチ ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.2 条件付許容物品

たばこ...たばこの葉、葉巻及びキッフ(インド大麻の葉を粉にしたもの)は、名あて国のたばこ専売局にあてる場合に限り許される。

茶...茶は、名あて国の関係当局(Office national du the)にあてて発送する場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

商標偽造物品...偽造の商標をつけた物品

富くじ...名あて国の政府が禁止する富くじ及びそれに関する文書

貨幣、勲章...名あて国の貨幣又は勲章の模造品、名あて国の貨幣又は勲章の模写
雑件...名あて国の国王若しくは王族の肖像、名あて国若しくは名あて国以外の国の紋章
又は名あて国若しくは名あて国以外の国の貨幣の模写を外部に有する物品
金、銀等...名あて国において許容されていない品質の金、銀又は白金
リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

はかり、物差...はかり及び物差は、名あて国のはかり及び物差検査官 (Verificateur des Poids et mesures) の許可を得ている場合に限り許される。

古着等...古着、古家具は、名あて国の関係当局 (Ministere de l'industrie, du commerce, des mines et de la marine marchande) があらかじめ発行した輸入許可証がある場合に限り許される。

雑件...次に掲げる物品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

いおう、硝酸ナトリウム、蒸留器、映画フィルム、ろうそく及びその類似品、ラジオ

(注) モロッコ政府は、モロッコにあて植物を発送する場合には、差出人は、あらかじめ同国の関係当局に発送条件等を問い合わせよう希望している。

金、銀...金又は銀の はくをつけた物品及び金又は銀とその他の金属とを用いて製作した物品は、名あて国において定められている刻印を有する場合に限り許される。

商品...商品については、輸入許可証の添付を要求されることがあるので、差出人は、あらかじめ名あて人と連絡をとって、この点の確認を行うことが望ましい。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

85. リビア

Jamahiriya Libyenne (Libyan Jamahiriya)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....アラビア語、フランス語又は英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Direction des postes, Section des reclamations, Societe generale des postes et telecommunications TRIPOLI
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....アラビア語、フランス語又は英語
4. 速達.....取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....到着通知書
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Direction des postes, Section des reclamations postales, Societe generale des postes et telecommunications, TRIPOLI
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 1か月
例外の場合..... 2か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包..... 2か月
10. その他の特別な条件
 - (1) 税関告知書 CN23 には、小包の内容品ごとの総重量、正味重量及び価格を正確かつめいりように記載しなければならない。また、価格をいずれの通貨で表示したか明示しなければならない。
 - (2) 販売を目的として商社にあてて送付される小包には、商業送り状を添付しなければならない。また、通関手続を容易にするため、差出人が日付を付し、かつ、署名した発送商品送り状の写し1通を添付しなければならない。
 - (3) 原産地証明書(原産地証明書を必要とする物品を包有する小包の場合)は、送状に添付する代わりに小包に挿入することができる。この場合、送状及び税関告知書 CN23 には、「Certificat d'origine inclus dans le colis n° ...」(「原産地証明書は第何番の小包にそう入」の意)と明らかに記載する。小包の内容品が商業上の目的で発送される物品の場合には、輸入許可書が必要である。もっとも、価格が5リビア・ポンドを超えない商品を包有する小包については、輸入許可書を必要としない。また、差出人は、当該小包には商品のみが包有されている旨の証明書を添付しなければならない。

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

貨幣、貴重品、有価証券...珠玉及び貴重品、加工した白金、金又は銀、硬貨、宝石、各種の紙幣並びに各種の持参人払有価証券

書留書状...銀行券及び旅行小切手を包有する書留書状

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

公序に反する物品...公の秩序を害する書籍、新聞、印刷物、絵画又はバッジ

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

ハシシ...ハシシ

雑件...腐敗した又は腐敗しやすい物品。健康に有害な食料品

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医療上又は学術上の目的で発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

血清等...次に掲げる物品は、医療上又は学術上の目的で発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

血清、ワクチン及びこれらと類似の物品。乳酸。ヴィールス。毒素及びこれと類似の物品

酪農製品...次に掲げる物品は、密閉した金属性の箱に入れて発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

肉、バター、マーガリン、マーガリンチーズ、牛乳、練乳、ラードその他の脂肪

食料品...食料品を発送する場合には、原産地証明書を添付しなければならない。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...生植物及びその部分並びに種子は、名あて国の農林省 (Departement de l'agriculture et des forets)の許可を得て発送され、かつ、原産地証明書が添付されている場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器...武器及びその部分品(銃身の長さが 50.8 センチメートルを超えず、かつ、施条されていない猟銃、空気銃及びそれらの部分品を除く。)。液体、ガス又はその他の有害な物質の発射器具及びその部分品。銃砲の消音装置、銃砲発射の際のせん光を消すための器具

弾薬、マッチ...液体、ガス又はその他の有害な物質を充てんしてある弾薬及びその部分

品。携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう。不爆発性の大砲用信管原料。マッチ

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

雑件...たばこ、茶、紙幣、金貨又は銀貨、金又は銀ののべ棒、塩

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

はかり、物差...名あて国の法令に違反するはかり及び物差

肉...豚肉

酒精飲料...酒精飲料

リチウム電池

98. リベリア

Liberia (Liberia)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又は英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....20 キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語

4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....配達人による配達(登録された企業や施設あてに限る。)及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
 - 普通の場合.....3 週間
 - 例外の場合.....1 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
 - 普通の場合.....5 週間
 - 例外の場合.....2 か月

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

貨幣、貴重品等...硬貨、銀行券、紙幣、持参人払小切手、宝石、貴金属

書留書状...旅行小切手、各種の持参人払有価証券及び珠玉を包有する書留書状

酒精飲料、有毒物質...酒精飲料、すべての有毒物質

公序良俗に反する物品...不道徳的な書籍、新聞、冊子、書類、郵便葉書及び公序を侵害する又は宗教的又は道徳的信念に反する他のすべての印刷物

富くじ等...富くじ券、フットボール試合の結果の予想投票券及びそれらに関する文書

リチウム電池

1.1.2 条件付許容物品

軍需品、銃砲...軍需品及び銃砲の輸入は、あらかじめ関係当局 (Executive Mansion, Official Bag 9001, Monrovia) の許可を得ている場合に限り許される。

薬品...薬品の輸入は、あらかじめ関係当局 (National Public Health Department, Official Bag 9009, Monrovia) の許可を得ている場合に限り許される。

2. 小包郵便物

1.参照



142. ルワンダ

Rwanda

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又は英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Bureau d'echange KIGALI, RWANDA
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....30日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語又は英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Bureau d'echange des colis postaux, B.P. 4, KIGALI
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 1 か月
例外の場合..... 2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....2 か月
10. その他の特別な条件
 - (1) 税関告知書 CN23 には、内容品の正確な名称、総重量、正味重量及び価格を記載しなければならない。税関告知書 CN23 に不正確な又は虚偽の記載をすることは、小包は税関により没収される。
 - (2) 小包の送状に、受取人の住所と併せて、できる限り受取人の電話番号、eメールアドレスを記載すること。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域・全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23 2通(商品見本又は商品の場合は、さらにインボイス1通)
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語
6. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行わない。
 - (3) 窓口での交付.....行う。

8. 国際スピード郵便の名称.....EMS Rwanda-Express

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

保険付書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する保険付書状
雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

新聞紙、刊行物...名あて国の政府が輸入を禁止する新聞紙、刊行物又は著作物

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

アブサント...アブサントを含有する酒精飲料

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

サッカリン、医薬品...サッカリン、サッカリンを含有する物品及び医薬品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...花及び野菜の種子以外のすべての種子並びに植物は、検疫証明書が添付されている場合に限り許される。なお、綿の種子は、名あて国の関係当局の許可を必要とする。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.2 条件付許容物品

武器、弾薬...すべての種類の武器及び弾薬は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

リチウム電池

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

95. レソト

Lesotho

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....30 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さ以外の方に計った最大の横周との合計 1.8
メートル
重量.....10 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さ以外の方に計った最大の横周との合計 1.8
メートル
重量.....10 キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....1か月
例外の場合.....6週間
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....1か月
10. その他の特別な条件
 - (1) 税関告知書 CN23 は、正確に記載しなければならない。内容品の実価を正確に記載しないときは、税関により没収されること又は罰金を課されることがある。
 - (2) 受取人は、小包を受領する際に輸入許可書を提出しなければならない。ただし、重量が 11 ポンド(5キログラム)を超えず、かつ、価格が 10 ランドを超えない真正の贈物小包は、輸入許可書を必要としない。

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状
雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

武器...すべての武器

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...麻薬及び向精神剤は、医療上の目的で送付され、かつ、名あて国の関係当局 (Ministere de la sante) の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2 条件付許容物品

生きた動物、植物 ...次に掲げる物品は、名あて国の農業省 (Ministere de l'agriculture) の許可を得ている場合に限り許される。

- 生きた動物
- 大麦。すべてのいんげん豆及びさやえんどう。ひまわりの種子。とうもろこし及びその製品。野菜

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

カーバイト...水中において水銀圧 750 ミリメートル、摂氏 15 度の状態の下で1キログラム当たり少なくとも 250 リットルのガスを発するカーバイト

たばこ...1,000 本の重量が4と1 / 2ポンドを超えるたばこ

貨幣...偽造又は変造の貨幣

商品...レソト国の法律に反する名称及び商標を有する商品

広告...公の秩序に反する広告

不法な書物の複写物...著作権に関する法律で輸入が禁止されている書物の複写物

刑務所において製作された商品...刑務所において製作された商品

中古の衣類...販売を目的とした中古の衣類及びその他の物品

オーデコロン...オーデコロン

軍服等...軍服及び軍装品

ライター...ボタンガス入りのライター及びその部分品 (ガスを充てんしないライターは許される。)

印刷物...サッカー競技の予想に関する印刷物

リチウム電池 (ただし、国際郵便約款別記 14 の 2 の差出条件 (船便扱いとすること等) を満たすリチウム電池を除く。)

2.1.6.2 条件付許容物品

リキュール...リキュールは、名あて国の関係当局 (Commission des liqueurs) の許可を得ている場合に限り許される。

60. フランス

(コルシカ、アンドラ及びマイヨットを含む。)

France(Corse、Andorre 及び Mayotte を含む。)

(France(Corsica、Andorra 及び Mayotte を含む。))

60.1 フランスの海外県

60.1.4 レユニオン Reunion (Reunion)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....630 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....名あて局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....15 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
60. フランスの項の送達条件(通常)の 8.「その他の特別な条件」参照

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語又はフランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....3,475 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....15 日
例外の場合.....1 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... -
10. その他の特別な条件
60. フランスの項の送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」参照

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等.....・郵便物の表面に「Business Papers」の記載及び「No Commercial Value」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) 贈物及び商品見本(商品価値のないもの)・・・見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業インボイス(Commercial invoice)3通
 - (3) その他の物品(商品価値のあるもの)・・・見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業イ

ンボイス(Commercial invoice) 3通

(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>)では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)

4. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又は英語
5. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行わない。
 - (3) 窓口での交付.....行わない。
7. 国際スピード郵便の名称..... -

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

貨幣、金属、貴重品...硬貨、加工した又は加工しない白金、金又は銀、宝石、珠玉その他の貴重品を包有する書留郵便物(小形包装物を除く。)(銀行券、紙幣又は各種の持参人払有価証券を包有する書留郵便物は許される。)

雑件...2.1.1 参照。その他についてはフランスにおいて定めるところに同じ。

1.1.2 条件付許容物品

植物衛生上の規定...フランスにおいて定めるところに同じ。ただし、次の物品は、特別な輸入手続に付される。

- 生きた植物及び草花栽培用品
- ある種の野菜及び果物
- 油を産出する種子及び果実

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

砂糖きび...砂糖きびのさし枝、苗及び種子

動物...生きた又は死んだ動物及びそれらの皮

卵...家きんの卵

雑件...その他については、フランスにおいて定めるところに同じ。

2.1.2 条件付許容物品

フランスにおいて定めるところに同じ。

3. 国際スピード郵便物

食料品、美術品及び骨董品

1. 通常郵便物及び、2.小包郵便物 参照